

マイタウン 2012年7月1日号に掲載

整形外科



青木 航洋

保険医療と診療

日本の医療は、国民皆保険制度で行われており、1961年から安定した医療を受けられる状態が約50年継続しています。とても良い制度だと思えますが、保険制度により受けられる検査や治療といった診療内容が細かく決められています。つまり、どこの医療機関を受診しても、おおかた同様の治療を受けられるということなのです。しかし注意として、例えば、ヒアルロン酸関節注射の治療は、原則当初5回は毎週1回注射します。また、関節軟骨に対する効果も毎週1回

の注射を5回行うのが理想です。都合により毎週1回通院できず間隔が大幅にあいてしまった場合、初診日から4週間以上経過した分については、回数に満たなくても注射は継続できなくなる場合があります。ヒアルロン酸注射治療が可能な関節も決められており、膝と肩関節に限定されます。保険診療の決まりに従い保険医療機関は治療しております。

整形外科

しんゆり青木整形外科

☎ 969-7577

麻生区万福寺 6-7-2

メディカルモリノビル 2F

<http://www.shinyuri-aoki-seikei.jp>

